

平成30年3月26日

各位

証券会員制法人福岡証券取引所
市場部

「高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について」に関するFAQについて

さて、本所は「高速取引行為を行う者の登録制等の導入」に伴い、本所へのご連絡方法やその窓口のほか、FAQについて下記の通りお知らせいたします。

以上

※ 本FAQはお問い合わせの多い事項につき、ご理解を一層深めていただくために作成したものであり、分かりやすさを優先してあえて簡潔に記載している箇所があります。より詳細な点につきましては、各法令、規則等も併せてご確認くださいませようお願いいたします。

FAQ 目次

1. 取引戦略の明示について
 - (Q1-1) 高速取引行為に該当しない注文での取引戦略の明示
 - (Q1-2) 取引戦略の訂正
 - (Q1-3) 取引戦略の明示の猶予期間
 - (Q1-4) 取引戦略と執行結果の相違
2. 仮想サーバの申請について
 - (Q2-1) 申請時期
3. その他
 - (Q3-1) 福岡証券取引所の連絡先
 - (Q3-2) 福岡証券取引所との連絡方法
 - (Q3-3) 業務方法書等の提出方法

1. 取引戦略の明示について

(Q 1 - 1) 高速取引行為に該当しない注文での取引戦略の明示

高速取引行為を行う者として登録等を行っている投資家が他の複数の会員では高速取引行為を行っている一方、自社(会員)においてのみ高速取引行為を行っていないと認識している。この場合、自社からの注文にのみ当該高速取引行為を行う者に別の設定を求めることは困難であるため、高速取引行為に該当しない注文に対しても取引戦略の明示を行ってよいか。

要綱でも示しているとおり、「高速取引行為であるか否か、高速取引行為であればその取引戦略の明示」(以下、フラギング)を行うことは高速取引行為を行う者が責任を持って実施すべきものであり、複数の会員を利用する高速取引行為を行う者が会員ごとに高速取引行為の実施の有無が異なる場合であっても、実態に則したフラギングを行うことが求められます。

なお、受託する会員においては高速取引行為を行う者からの注文を高速取引行為ではないと明確に認識しながら高速取引行為に係る取引戦略の明示を行うことは避けて下さい。一方、多くの場合では個別の注文ごとにフラギングの正確さの確認をリアルタイムで行うことは困難であると思われることから、注文の受託時においてフラギングの正確さの確認を会員に対し義務付けるものではありません。しかし、事後的に最終投資家からフラギングの誤りについて申告を受けた場合等、何らかの方法によりフラギングの誤りを認識した場合は会員から本所に対し速やかに訂正申告を行う必要があります。

(Q 1 - 2) 取引戦略の訂正

高速取引行為を行う者から過去の取引に関して適切な取引戦略の付与がなされていない注文があったという申告があった。どのように訂正を行えばよいか。

自己委託区分訂正等と同様に、本所会員サイト (<https://www.fse.or.jp/member/index.php>) より各訂正フォーマットをダウンロードの上、メール又はファックスにて申請を行っていただく必要があります。なお、訂正件数が膨大になる場合には事前に本所まで連絡をお願いいたします。

(Q 1 - 3) 取引戦略の明示の猶予期間

法令では法の施行日時点において高速取引行為を現に行っている者に対し、6か月の猶予期間がある。登録等を完了した高速取引行為を行う者が取引戦略の明示を開始する際にもこの猶予期間は適用されるのか。

高速取引行為を行う者としての登録等が完了した場合、たとえこの猶予期間中であったとしても可能な限り速やかに取引戦略の明示を開始していただく必要があります。登録等の完了後に休日テスト等を行っていただき、概ね3週間以内に開始いただくことを想定しております。

(Q 1－4) 取引戦略と執行結果の相違

高速取引行為を行う者が取引戦略の明示においてマーケットメイク戦略を付している。しかし、その戦略の過程でテイク注文を行うことがあるが、これはどのように取引戦略の付与を行えばいいのか。

そのテイク注文がマーケットメイク戦略の一環でなされるものであり、一連の売買の状況を見てマーケットメイク戦略に該当しているならば、一部の注文にテイク注文があることは問題ありません。

2. 仮想サーバの申請について

(Q 2－1) 申請時期

当局への登録等が完了した後、受託する会員が高速取引行為を行う者が高速取引行為を行う仮想サーバの申請を行うタイミングはいつか。

本所で数字5桁の登録番号を高速取引行為を行う者に対し払い出します。その後、高速取引行為を行う者から受託する会員に当該情報を連携いただき、会員から申請ポータルである株式会社東京証券取引所の `arrowface` を通じて申請していただきます。

なお、高速取引行為を行う者が会員である場合には既存の証券コードを利用いただくこととし、新規の払い出しは行いません。

3. その他

(Q 3－1) 福岡証券取引所の連絡先

当局への登録等が完了した後、高速取引行為を行う者から取引所に対し登録が完了したことを示す証拠の写しや代理人等の連絡先を伝達することが求められているが、その連絡はどのように行うのか。

本所に窓口を設置いたします。第一報は以下のメールアドレスまでお願いいたします：

`f-shijo@fse.or.jp`

(Q 3－2) 福岡証券取引所との連絡方法

高速取引行為を行う者が福岡証券取引所と必要な書類の授受等を行う際にも、代表者や代理人を経由する必要があるのか。

基本的に本所とのコミュニケーションにおいては代理人等が行うものと考えておりますが、本

所と適切にコミュニケーションを取れることを前提に高速取引行為を行う者の担当者や受託する会員の担当者やとりとする事も差し支えありません。なお、その場合であっても代理人等の連絡先情報の本所への提出は必要となります。

(Q 3 - 3) 業務方法書等の提出方法

高速取引行為者が登録を完了した後に、福岡証券取引所に対していわゆる業務方法書等の写しの提出を行う。情報セキュリティの観点からメールでの提出ではなく直接福岡証券取引所を訪問して紙媒体で提出することも認められるのか。

基本的にメールでの提出を想定していますが、御要望に応じて対面での授受等を行うことも可能です。Q 3 - 1 に記載したメールアドレス宛てに連絡をお願いします。

以上